

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年2月27日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成24年1月27日 午前8時40分頃 高山市一之宮町3050番地先（県道98号線）	
	事故の概要	T字路交差点において右折しようとしたマイクロバス（公用車）と左方向からの県道直進車両との接触事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（右フロントドア等）
	被害総額・市の過失割合	—	65,890円・100分の95
	賠償金	—	62,596円
	内 保険金	—	62,596円
	訳 一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年2月8日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所	平成24年10月24日 午後1時20分頃 高山市三福寺町1110番地5（特別養護老人ホーム豊楽園駐車場内）	
	事故の概要	救助工作車が後退した際に積載していた梯子が建物の外壁を破損したもの	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（外壁）
	被害総額・市の過失割合	—	110,250円・100分の100
	賠償金	—	110,250円
	内 保険金	—	110,250円
	訳 一般財源	—	0円
専決年月日	平成24年12月28日 地方自治法第180条第1項		